

神戸市公告

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、次のとおり公告します。

令和8年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

委託名	神戸市フロントヤード・バックヤード改革システム導入業務
業務概要	内容の詳細については入札説明書等（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）に記載しています。
履行場所	神戸市役所、市内各区役所 ほか（別紙仕様書のとおり） ただし、書類の納品は2の担当部局とする。
履行期間	契約締結日（令和8年6月予定）から令和9年3月31日まで

2 担当部局

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館11階
神戸市企画調整局デジタル戦略部行政オンライン化担当
TEL 078-322-6247 Mail: gyousei_online@city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件である。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8・9年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。または令和8年度特定調達契約に係る神戸市競争入札参加資格を有すること。なお、上当該入札参加資格を有していない者は令和8年度特定調達契約にかかる神戸市競争入札参加資格の申請を行い、認定を受けること
(申請方法)
神戸市HP：特定調達契約にかかる神戸市競争入札参加資格
<https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/tokuteichoutatsu.html>
(申請先)
神戸市行財政局契約監理課（神戸市役所1号館2階）
電話：078-322-5159
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止

基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと

- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (6) 複数の事業者等により構成される共同企業体を構成する場合は、構成員全てが上記(1)から(5)に掲げる要件を全て満たしていること。その場合、入札書類提出時までに共同企業体を構成し、代表者を決め、共同企業体の結成に関する届出書を作成し提出すること。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係るすべての責任を負う。また、共同企業体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。
- (7) 業務の一部を再委託する場合、再委託事業者も上記(1)及び(3)から(5)を満たすこと。なお、入札参加事業者から本業務の一部の再委託を受ける事業者は、入札に参加できない。また、提案書に再委託を行う業務の内容等を記載し、契約時に本市の承認を求めること。

5 総合評価に関する事項

- (1) 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）は、算出方法は次のとおりとする。
価格点 = (最低入札価格 ÷ 当該入札者の入札価格) × 価格点配点（満点）
なお、最低入札価格とは、提出された有効な入札のうち、最も低い入札価格をいう。
価格点は、算出した値の小数第2位を四捨五入し、小数第1位までとする。
ただし、価格点は価格点配点（満点）を上限とする。
- (2) 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）については、技術評価基準要領（別紙）に従い、評価するものとする。
- (3) 総合評価は、入札者の価格点と技術点を合計した値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

6 入札に必要な書類を示す場所

2の担当部局

7 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法等については、入札説明書等による。

8 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

提出期間	令和8年4月15日（水）～令和8年4月30日（木）正午 神戸市ホームページに掲載している秘密保持誓約書を提出した者に対して、2の担当部局から大容量データ共有サービス等にて随時配布する。秘密保持誓約書は原則電子メールによる提出とし、令和8年4月30日（木）正午必着のこと。
提出場所	2の担当部局

9 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和8年4月15日（水）～令和8年4月30日（木）正午 電子メールに添付して提出し、送付後必ず電話にて到着確認の連絡を行うこと。 到着確認の連絡先は「2 担当部局」に記載の通り。
提出場所	2の担当部局

10 入札及び提案書提出の日時及び方法

日 時	令和8年4月15日（水）～令和8年5月25日（月）（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。
提出場所	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館11階 神戸市企画調整局デジタル戦略部行政オンライン化担当
方 法	<p>(1) 入札書については、持参又は郵送とし、電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。持参する場合は、事前に電話連絡をすること。郵送の場合は、送付記録が残る方法にて期限までに必着のこと。</p> <p>(2) 代表者または受任者が記名押印した入札書の原本1部を封筒に入れ、業務費内訳書の原本1部と併せて封緘すること。封筒は任意のものを使用し、宛名「神戸市長」、「委託業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。</p> <p>(3) 提案書については(2)の封筒とは別に提出するものとする。電子メールにより正本と副本のPDF形式の電子データを提出すること。提案書(副本)は、表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。別途正本として社名入りの表紙を付けたものも提出すること。その際、電子メールのタイトルに「神戸市フロントヤード・バックヤード改革システム導入業務（提案書）【事業者名】」を記載し、電子メールの到達を確認すること。</p> <p>(4) 提案書とあわせて、「技術評価基準要領」の「提案書対応ページ数」欄に該当する提案書のページ番号を記載したものを作成し、提出すること。</p> <p>(5) 業務費内訳書は、入札書提出時に添付することに加えて、パスワードを設定した上で、データでも提出をすること。その際、電子メールのタイトルに「神戸市フロントヤード・バックヤード改革システム導入業務（業務費内訳書）【事業者名】」を記載し、電子メールの到達を確認すること。パスワードは開札日当日まで送付しないこと。（開札日時については、令和8年6月2日（火）午前11時を予定しているが、確定次第、別途連絡を行う。）</p>

11 提案内容プレゼンテーション及びヒアリング

日 時	令和8年5月29日（金）を予定
場 所	神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館11階 神戸市企画調整局デジタル戦略部行政オンライン化担当
方 法	<p>・プレゼンテーションは非公開とし、本市職員及び神戸市フロントヤード・バックヤード改革システム導入業務委託事業者選定評価委員が参加する。場所は上記の予定だが、提案書の受付締め切り後に本市から確定した日時・場所・実施方法を連絡する。</p> <p>・また、本プレゼンテーションは、提案書の記載内容を補足するために行うものであり、既提出の提案書に新たな要素を追加、修正することは認めない。事業者側からの質問も認めない。説明を円滑に行うための資料配布は認めるが、評価にあたっての正式書類としては取り扱わない。本市及び委員から質問する場合があるので、実際に運営業務を担う管理者等（マネージャー）の予定者が出席すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションの場で、モック環境等を用い、実際の操作画面を実際の業務に即した形で説明をすること。対象とする手続きは任意とするが、窓口システム、AI-OCR、申請管理システムそれぞれシステムについて操作デモを行うこと。合わせて、メンテナンス業務等、提案書の記載内容を補足するために必要な説明を行うこと。その際、本市及び委員が操作できる環境は不要とする。 ・入札参加者による説明は最大 30 分とし、本市からの質疑への応答時間を 15 分とする。
--	---

12 開札予定日時及び方法

日 時	令和 8 年 6 月 2 日（火）午前11時を予定
場 所	〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 1 号館 11 階 神戸市企画調整局デジタル戦略部行政オンライン化担当
方 法	<p>(1) 入札書は、上記の日時・場所において開札し、業務費内訳書は入札書の開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。</p> <p>(2) 提出した入札書及び業務費内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した提案書についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。</p>

13 落札者の決定方法

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 必須とする評価項目について要求要件を満たしていること。
- (2) 総合評価点が最も高い者が 2 者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。この場合において、技術点及び価格点ともに同点である者が 2 者以上あるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）
- (3) 入札説明書の別紙の提案書作成要領に基づかない提案書については、評価の対象とせず失格とする場合がある。

14 入札保証金

契約保証金の額は本業務の契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号。以下「規則」という。）第 7 条第 2 号の規定に該当する場合は免除する。

15 入札の無効

- (1) 規則第 12 条各号に該当するとき
- (2) 入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (3) 「10 入札及び提案書提出の日時及び方法」によらないで提出された入札書及び業務費内訳書並びに提案書（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。

- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に「4 競争入札参加資格」に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (5) 業務費内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されていない場合（(4)の規定により無効となった場合を含む。）も、当該入札書は無効とする。
- (6) 提案書の提出がない場合（(4)の規定により無効となった場合を含む。）は当該入札を無効とする。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した場合等、本市が不相当と認める事項が発生した場合は当該入札を無効とする。
- (8) 無効とした入札書及び業務費内訳書は、返却しないものとする。

16 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類
日本語及び日本国通貨に限る。

17 苦情の申し出
この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申し出をすることができる。

18 summary

- (1) Subject matter of the contract : City of Kobe Front-Office and Back-Office Reform System Implementation Project
- (2) Quantity : 1set
- (3) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : (Until 12:00.30.4.2026)
- (4) The date and time for the submission of tender(s) (Until 17:00.25.5.2026)
- (5) A contract point where tender documents are available : Digital Strategy Department, Planning and Coordination Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan